

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1. 業 務 名	道の駅「針テラス」維持管理業務委託
2. 委 託 期 間	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
3. 業 務 の 内 容	<p>針テラス維持管理業務 (詳細は別紙「仕様書」「維持管理業務主な内容」のとおり)</p> <p>(1) 中央トイレの日常清掃 …………… 毎日</p> <p>(2) 駐車場・歩道の日常清掃 …………… 毎日</p> <p>(3) 定期清掃 …………… 毎月1回</p> <p style="padding-left: 20px;">中央トイレ床、ガラス 中央休憩所床、風除ガラス、カーテンウォールガラス</p> <p>(4) トイレトペーパー等消耗品の補充 …………… 毎日</p> <p>(5) 中央トイレ、駐車場・歩道のゴミ仕分け及び収集 …… 毎日</p> <p>(6) 歩道部の除草、植栽・低木寄せ植え刈り込み、落葉清掃 …… 随時</p> <p>(7) 授乳室・おむつ交換室の日常清掃 …………… 毎日</p> <p>(8) 授乳室・おむつ交換室の定期清掃 …………… 毎月1回</p> <p style="text-align: center;">ルームエアコン2台</p>
4. 指 定 箇 所	<p>針テラス中央トイレ、中央休憩所、駐車場、歩道 授乳室・おむつ交換室</p> <p>(詳細は別紙位置図のとおり)</p>
5. 委 託 料	<p>履行期間全体の執行予定額 金 円</p> <p>(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p>
6. 支 払 条 件	毎月払(業務実施月の翌月末払)
7. 契 約 保 証 金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定に基づき免除する。

上記の委託業務について発注者と受注者は、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 (所在地) 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 (名称) 奈良市
 (代表者) 奈良市長 仲川元庸

受注者 (所在地)
 (商号又は名称)
 (代表者)

(総則)

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 受注者は、管理業務の履行にあたっては、発注者の指示する方法により、針テラスの諸施設を正常に保ち、日々の使用に支障のないように行うとともに、諸施設の周囲の清潔保持に努めなければならない。

(臨機の措置)

第3条 受注者は、排泄物処理機能の維持あるいは災害防止等のため、特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置を直ちに発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、排泄物処理機能の維持あるいは災害防止その他緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

(器具、材料等の負担)

第4条 管理業務の実施に必要な器具、材料（発注者の設備したものは除く。）は、受注者において負担する。

2 発注者は、管理業務の実施に必要な用水、電力を無償で受注者に供給する。

(労働衛生の確保等)

第5条 受注者は、委託業務に係る従業員の使用について法令で定められた使用者としての一切の義務を完全に履行するものとする。

2 受注者は、委託業務を遂行するにあたり、発注者の指示が作業の安全上支障があると認められるときは、発注者に理由を付して改善を求めることができる。

(調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の委託業務の処理状況等について報告又は資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者が提出した報告又は資料に疑義があるときは、自ら調査し、受注者に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 受注者は、正当な理由なく報告又は資料の提出を怠り、調査を拒み、あるいは妨げてはならない。

(損害賠償)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(業務完了の報告及び確認等)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書及び残存物件報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

(委託期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞等)

第12条 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(委託料の減額)

第13条 発注者は、受注者が正当な理由がなくて委託業務を実施していないと認めるときは、委託料の全部又は一部を減額することができる。

(再委託等の禁止)

第14条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 受注者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由がなくて、所定の期日までに委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当するとき。
- (4) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、これにより契約の目的を達することができないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項及び法令（奈良県の条例等及び奈良市の条例等を含む。）に違反し、この違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となった

とき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為による解除等)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(暴力団排除措置による解除等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(談合等に係る違約金)

第20条 受注者は、この契約に関して、第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、委託料の総額の10分の2に相当する金

額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第21条 受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

（契約に係る費用）

第22条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第23条 本契約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方協議のうえ決定するものとする。

（管轄裁判所）

第24条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者・受注者協議して定めるものとする。